

○西いぶり広域連合職員の時差出勤に関する規程

平成31年1月29日

訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、職員の健康維持及び公務能率の維持向上を図るため、西いぶり広域連合職員（西いぶり広域連合職員服務規程（平成12年訓令第7号）第2条の規定により例によることとする室蘭市職員服務規程（昭和27年規程第1号）第2条に規定する勤務時間と異なる時間帯に勤務する職員及び臨時職員を除く。以下同じ。）の時差出勤に関し、必要な事項を定めるものとする。

(室蘭市訓令の準用)

第2条 この訓令の施行については、室蘭市職員の時差出勤に関する規程（平成30年室蘭市訓令第7号）の例による。

附 則

この訓令は、平成31年2月1日から施行する。